

政令第三百六十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二十三条の七第二項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の三中「国際約束は、」の下に「環太平洋パートナーシップ協定及び」を加える。

附 則

この政令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。